平成２１年（フ）第１４４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永697番地
債務者　白木　良史
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１４９号
愛媛県北宇和郡松野町大字吉野320番地
債務者　中森　京司
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１５０号
愛媛県宇和島市坂下津甲391番地９
債務者　関岡兼太郎
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第９６号
福岡県直方市大字感田2314番地、前住所福岡県北九州市八幡西区山寺町12番７―503号
債務者　久保　純子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１００号
福岡県宮若市磯光1618番地２
債務者　田邊　勝也
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１０８号
福岡県直方市大字感田2314番地、前住所北九州市八幡西区山寺町12番７―503号
債務者　久保　利博
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第７９９号
熊本県合志市野々島2840番地３
債務者　伊藤　義秋
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６４号
熊本市帯山１丁目40番９号
債務者　竹井まち子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２号
宮崎市吉村町平塚甲1882番地２　ハローコーポ１―Ｄ号、前住所宮崎市阿波岐原町前浜4276番地705
債務者　黒木　　滿
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６４号
宮崎県延岡市共栄町71番地８
債務者　牧野　光治
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２０１号
宮城県栗原市若柳字川南堤下100番地２
債務者　菊地　陽介
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
宮城県大崎市古川諏訪１丁目４番16号
債務者　菊地　明子（旧姓小竹）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
石川県加賀市潮津町ユ90番地の１
債務者　小西谷　優
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１４２号
石川県小松市中海町８号56番地
債務者　源　　学
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３５１号
長野市篠ノ井塩崎4807番地１
債務者　田中　敏子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
長野市大字大豆島1512番地11ソファレＫ202
債務者　小池さゆり（旧姓湯本）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
長野市青木島町大塚1318番地12
債務者　小林　典行
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
長野市大字上駒沢133番地２駒沢新町団地Ｆ616号
債務者　小林　昌輝
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係